

公立大学法人横浜市立大学教員研究留学制度実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 研究留学制度は、本学教員が、海外において一定期間にわたり研究を行い、本学の教育研究の向上に資することを目的とする。

第2章 選考

(資格要件)

第2条 全教員を対象とする。ただし、市立大学教員の海外出張規程第3条の範囲内とし、大学の業務に支障が出ないことを条件とする。

(派遣期間)

第3条 派遣期間は、6ヶ月以上1年以下とする。

(派遣人数)

第4条 派遣人数は、全学で出発年度ごとに最大5名までとする。

(派遣者の決定)

第5条 所属長の推薦により、海外派遣選考会で審査のうえ、派遣者を決定し、国際化推進本部へ報告する。なお、推薦人数は国際総合科学部（研究科）から2名以内、医学部（研究科）センター病院、附属病院から3名以内とする。

第3章 事務手続き

(旅費)

第6条 横浜市旅費条例、横浜市外国旅行の旅費に関する規則ほか関係規程、規則等の定めるところにより、交通費のみを支給する。

(研究費)

第7条 派遣期間中にあっても、教育研究費の交付は受けることができるものとする。

(服務の取扱)

第8条 市立大学教員の海外出張規程第4条に定めるところとする。

(報告)

第9条 帰国後、別に定める様式により報告を行うものとする。

(経費の償還)

第10条 本制度による派遣者が帰国後1年内に離職する場合（死亡は除く）大学は支出した留学に係る経費の償還を離職者に求めることとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成18年11月21日から施行する。